

日本語教育の歴史（1）

—— 明治大正期のアイヌ民族のケースを通して ——

黒田 矢須子

1. はじめに

日本語教育はその時代の日本の文化、政治、経済、軍事力に大きく関わり、そしてまた相手国との関係に密接に結びついている。過去を振り返り、現在を見つめ直すのは、将来を展望するために重要である。日本語教育ブームと言われてから久しいが、現在また、グローバル化の時代、多民族・多文化共生の時代を迎え、あらためて外国人をめぐる日本人の姿勢が問われている。今こそ、かつて日本語教育がどのように行われて来たかを、正しく理解する必要があるのではないか。

日本語教育が今日のような段階に至るまで、先人たちの多くの労苦があり、その歴史的研究は昨今、ようやく手をつけられ始めたと言えるが、アイヌ、および北方諸民族に対する教育の歴史の研究はあまりなされていない。

日本語を母語としない人々に対する日本語教育のさきがけとして、最初の国家的事業としてなされたのは、北海道のアイヌ民族に対するものであった。明治政府の強力な同化政策の下に国語教育という形で行われ、その結果、昭和期になるとアイヌ語の絶滅を招くことになった。その後、日高二風谷の萱野茂氏などによるアイヌ語保存運動が生まれ、今日、その成果が実りつつあると言える。

この小論では、明治大正期における北海道のアイヌ民族に対する日本語教育について、主として、小川正人著『近代アイヌ教育制度史研究』1997年北海道大学図書刊行会発行、西田直敏氏の論文「明治大正期の北海道・樺太における北方諸民族への日本語教育」（『甲南女子大学研究紀要』第25号、平成元年発行、甲南女子大学）に準拠しながら紹介したい。

2. 北海道における日本語教育

2-1 明治以前

北海道に居住するアイヌ民族に対する日本語教育は、松前藩がアイヌ人の日

本語使用や学習を禁じていたため、全く行われていなかった。松前藩は、和人和と蝦夷地の区別を厳重にし、番所を設けて往来する人々を取締り、「蝦夷が和人に同化するを防止し、即ち簑、笠、草鞋を穿く事及和入語を用ひる事を禁じた」（『北海道旧土人保護沿革史』）。

やがて、幕府は、南下するロシアへの対策として、アイヌ人を日本側に引き入れる方針に変更し、1799年、蝦夷地取締御用掛が幕府によって設置された。当時の老中松平定信が蝦夷支配の方針を示したなかに、「日本詞ヲ教育往々和入ニ変化致候事」とあるが、具体的にどのように行われていたかは現在のところ明確ではない。

1855年（安政2）、帝政ロシアの蝦夷地接近に対抗するため、また蝦夷地本島および北蝦夷地（樺太）での領有権の確保・維持のため、蝦夷地再直轄後、アイヌ民族に対する撫育と北辺警備をとまなう本格的な蝦夷地開拓政策が展開された。アイヌ民族の和入への「同化」政策の強化と、旧来の和入地と蝦夷地の境界の廃止、蝦夷地奥地への和入移住の推進である。東蝦夷地直轄後もロシアへの対抗上、寺の建立、エトロフ島でのアイヌ風俗の和風化などが試みられた。

また、アイヌ民族の離反を防ぐためにも、百姓身分としての人別帳の作成、労働力保全としての種痘接種、日本語の使用のほか、アイヌ民族の風習・慣習の和風化など、文化期に行われた同化政策以上に広範囲にわたって実施された。ただ、これにはアイヌ民族からの反発も強く、松浦武四郎の「近世蝦夷人物誌」に詳しい。蝦夷地開拓政策としては、旗本などの次三男・陪臣・浪人などの移住による在住、御手作場の開設、薬草園の開設、炭坑開発と溶鉱炉建設、洋式帆船の自力建造などがあり、これらの諸政策は殖産興業的なものでもあり、明治政府による北海道開拓政策の原型となるものであった。

2-2 明治・大正期

明治新政府は1869（明治2）年7月、開拓使を設置し、蝦夷地を北海道と改称。これにより長い間アイヌ民族の大地（アイヌモシリ）であった蝦夷地は、日本国家の直接支配を受けることになった。

松前藩による場所請負制の廃止は、幕藩体制のアイヌ支配の終焉を意味したが、それと同時に、撫育・介抱と呼ばれた「保護」もなくなり、多くの漁場がどっと押し寄せてきた和入人によって占められ、アイヌ民族が自由に漁猟や伐木をしていた大地は、「場所規則」などによって和入開拓者の土地となり、アイヌ民族の伝統的な土地利用の権利は無視されていった。

明治政府は1871年（明治4）、戸籍法を制定し、アイヌ民族は平民に編入された。

1872年（明治5）開拓使長官黒田清隆は石狩、札幌などからアイヌ人の男女35名（一説には27名）を東京に送り修学させた。芝増上寺内に「仮学校」を設置し、教育内容は文字の読み方、習字などであったという。また、渋谷試験場において農業・技芸・牧畜を習わせた。日本語学習がどのように行われたかははっきりしない。しかし、一年足らずの間に行方不明、病気、帰郷などでわずか5名が残っただけで、この計画は失敗に終わったという。

1875年（明治8）「樺太・千島交換条約」に基づき、樺太アイヌ108戸、841人が北海道宗谷に移住させられた。

1876年には札幌農学校開校。小樽アイヌの山本総五郎が開拓使に出仕した。アイヌ官吏の初めである。この年8月に樺太アイヌを石狩国対雁に強制移住。根室支庁では、アイヌ一般に姓氏を唱えさせた。このころ、アイヌ戸籍完成。

1877年開拓使は、樺太アイヌのため対雁教育所を設置。「北海道地券発行条例」が制定され、アイヌ住居地は官有地に編入された。

1878年（明治11）には「旧土人」という名称に統一された。これは、明治政府がアイヌ民族としての独立性を否定し、皇国の臣民化を目指すものであり、そのためアイヌ民族の風俗や生活習慣・言語・文化などは否定され、日本化政策が押し進められて行った。一方、樺太（サハリン）や千島（クリル諸島）のアイヌ民族・他の北方諸民族も同様の苦難の道を歩む。1875年の樺太・千島交換条約は、樺太アイヌの北海道への強制移住や、北千島アイヌの色丹島への強制移住などを生み、強制移住させられたアイヌの人々の中にはコレラや他の病気などで死亡するものが多かった。

1879年（明治12）対雁に移住させられた樺太アイヌ各戸は五百～千坪の土地を与えられ、この年同地に「土人教育所」が設置された。これがアイヌ学校の始まりである。

その後北海道開拓政策が大きく展開する1890年以降、アイヌ学校の設置が北海道の内陸部にも及んだ。1880年（明治13）札幌本庁はアイヌ戸数に応じ民費を課した。日高に佐瑠太学校平取分校開校、有珠村にアイヌ学校開校。静内の高静小学校などにアイヌ子弟の入学が増える。『北海道旧土人保護法沿革史』によると「各20余名の児童を収容して教育を実施した。その他本道各地に散在していた土人子弟は、附近の官公立若しくは私立の小学校に入学せしめて、一般和人児童同様の取扱を為した」という。

1899年（明治32）「北海道旧土人保護法」が制定され、近代日本のアイヌ政策が展開されてゆく。この保護法の眼目は勸農と教育に置かれ、全13条からなり、その骨子はアイヌ民族1戸当たり5町歩以内を給与して農民化をはかり、アイヌ学校を作って和人児童とは分離し、アイヌ語の使用禁止、日本語による教

育を行おうとするものだった。この農民化、日本語教育施行は、アイヌ民族の日本人化政策の完成を目指すものであった。この政策は、狩猟や漁労を主として独自の文化を保持してきたアイヌ民族から、確かに名目は「保護」であったが、その民族性を奪っていった。「旧土人保護法」下のアイヌ民族を取り巻く情勢は一層厳しくなっていたが、そのような中で、アイヌ語や風俗・文化などの伝統的な民族性を捨てて同化しようとする人々、他方では貧困と差別の中から、アイヌ民族として生きようとする人々も現れてきた。

「旧土人保護法」の第9条は「北海道旧土人ノ部落ヲ為シタル場所ニハ国庫ノ費用ヲ以テ小学校ヲ設クルコトヲ得」とあり、これに基づき小学校の設置とアイヌ児童を対象とした独自の学校教育制度が成立。小川はこの制度を「近代アイヌ教育制度」と呼び、また「近代アイヌ教育制度」の下に「北海道旧土人保護法」などの法令に基づき設立維持されたアイヌ学校（行政上、通称は「旧土人学校」）を「特設アイヌ学校」と呼び、ほかの公私立アイヌ学校と区別する。なお、近代の官公立のアイヌ学校は、すべて初等教育階梯であり、それも小学初等科、尋常小学校第二類、尋常小学校に相当。それ以上の階梯の学校は、北海道旧土人教育会虻田学園やキリスト教伝道者による教育施設があるが、数も少なく性格も異にする。

「近代アイヌ教育制度」が成立して、特設アイヌ学校の設置により、『北海道庁統計書』によれば、アイヌ児童の就学率、出席率は急速に上昇し、1900年頃は、どちらも30%程度であったが、1910年代には90%を超えたという。

アイヌ民族に対するアイヌ語の剥奪・日本語の強制という問題から見ると、1916年の北海道庁の調査では「大体に於て同種族間の通話にはアイヌ語を用ひ和人に対しては和語を使用す」と報じているが、1920年代末には「現在に於て殆どアイヌ語を用ふる者なく、青年等は大体之を知らぬ」と記している。ここに学校教育の普及とアイヌ政策との強い関係がうかがえる。アイヌ学校の設置、教員（その殆どはシャモ [和人]）の赴任、アイヌ児童の通学といった事態は、そのコタンにとってアイヌ政策の「浸透」となった。萱野茂は「二風谷に平取小学校の分教場が出来て（中略）この時から同化政策という名目ではっきりした収奪がはじまったのです」（『わが二風谷』1979）と指摘している。

「近代アイヌ教育制度」は1922年の「旧土人児童教育課程」廃止と、1937年「北海道旧土人保護法」第9条削除により解消。「近代アイヌ教育制度」廃止によりアイヌ児童に対する教育制度はシャモ（和人）とほぼ同一となり、今日まで続いている。なお、この時期のアイヌ児童がすべてアイヌ学校に就学していたわけではなく、それ以外の学校に通っていた者が多数を占めていた。例えば特設アイヌ学校の設置がほぼ完了した1909年度は、北海道庁における全アイヌ就

学児童1962名のうち特設アイヌ学校に就学していたのは688名で、「委託教育」を行っていた学校への就学者573名を加えても6割強にとどまる、という。「近代アイヌ教育制度」成立以前、移民の増加、アイヌのそれまでのコタンからの移動、特設アイヌ学校の廃止が進行する1920年以降はもっとこの割合が低くなる。

アイヌ民族の伝統的な社会での教育は、コタンを基本単位とする暮らしの中で、遊びや口頭文芸、あるいは狩猟採集・農耕や儀式への参加を通じて行うもので、学校のような施設によっていない。ジョン・バチューラーはその著『アイヌ人と其説話』（大正14年）で、次のように紹介している（第24章 教育の項）。

アイヌの児童は学校や教師の興ふる利益を蒙ることは到底出来ないのである。山、河、海はかれらの学校で、必要はかれらの教師、性向と天候とが彼を働かしむる唯一の力であった。

児童に教えこまるる第一の大切なる義務は、両親へ従順、長兄を尊重すること、及びかれらの部落の老人を畏敬することであった。かれらは話しかけられた時に話し、その他のときは見られ相して聞かれぬのであった。如何なる場合にも、上長の会談中に口を出すことは許されなかった。

男子が男児の教育に従事し、婦人は一家の女兒を看守し、男児は狩猟、漁獲、動物の通路にワナをかけること、鹿をおびきよせること、空を仰いで天気を判断することを教えらるるのである。かれらは丁年に至るまでは、どうしても動物を殺す毒を作ることは教えられない、否な丁年に達してもこの秘術は唯少数のものにのみ教へらるる。（後略）

また、西田の論稿によると、1901年以降「国立旧土人学校」21校が設立されたが、『北海道旧土人保護沿革史』に、「当時旧土人の同化程度は未だ進まず、和語すらも解し得ない者が多かった。従って其教育科目は一般和人子弟と同一に律するを得ない事情にあった。仍而明治34年庁令を制定し、特別の取扱をする事にした」という。同令第2条に「旧土人児童ノ教科目ハ修身 国語 算術 体操 裁縫（女子） 農業（男子）トス」とあって、歴史、地理、理科の教科が除かれている。

さらに、北海道庁は、この教育規定の施行に関して、「注意スヘキ要項」を示し、その第2第1項にその方針を、第3項に教授法を示している。

1. 各教科ハ普通ノ尋常小学校ノ凡ソ第3学年迄ノ程度ヲ、4学年間ニ終了セシムルノ旨趣ナルヲ以テ、簡易ヲ旨トシテ教授スヘシ
各学年ノ教授ハ実物教授法ニ基キテ、覚官ノ修練ヲ充分ナラシメ、兼テ

学科ニ対スル興味ヲ起コサシメムカ為、主トシテ実物標本図書等ヲ利用スヘシ

何レノ科目ニ於テモ其教材ハ、最モ卑近ニシテ生活ニ必須ナルモノヲ選ヒ、反復練習ヲ以テ熟得セシムコトヲ務ムヘシ思想ヲ整理シ觀念ヲ明瞭ナラシメ、言語ヲ練習セシムル教授上ノ要件ナルヲ以テ、努メテ急進ヲ避ケ既得ノ知識ヲ利用シ、漸次教育ノ効果ヲ収メン事ヲ期スヘシ

3. 国語ノ読ミ方、書方、綴方ハ第3学年ニ至ル迄ハ、教授時間ヲ區別セシテ之ヲ教授スヘシ

発音及言語ノ練習ニハ特ニ留意シ、普通ノ言語ヲ以テ自由ニ思想ヲ発表シ得ルニ至タラシムヘシ

綴方ハ日用文、記事文ノ區別ヲ廢シ、其ノ文体ハ言文一致トナシ、成ルヘク仮名ヲ以テ之ヲ綴ラシムヘシ

書方ハ主トシテ仮名ニ習熟セシメ漢字ノ字体ハ楷書ニ依ラシムヘシ

第一学年、第二学年ノ児童ニ読本ヲ使用セシムル場合ハ漢字ニ適宜仮名ヲ付シテ之ヲ授クヘシ

唱歌ハ便宜国語科ノ時間ニ於テ之ヲ授クヘシ

その後1908年(明治41)この教育規定は廃止、一般小学校令による教育が適用された。しかし1916年(大正5)、北海道庁は、原則として就学年齢を7歳、修業年限を4年とする「旧土人教育規定」を実情に即したものと定めた。こうした差別的な教育は必ずしも歓迎されず、教育現場からの反対の声も高く、1922年(大正11)に廃止された。なお、「旧土人保護法」はアイヌ民族を差別するものであるという声も高まり、1937年(昭和12)、その改正とともに廃止された。

公的教育における「北海道旧土人教育規定」(明治34)による「旧土人学校」設立以前のアイヌ人教育としては、イギリス人のキリスト教宣教師による学校の設立と教育が先駆した。1891年(明治24)、ペイン(Lucy Payne 1932年没)による釧路春採土人学校、バッチェラー(John Batchelor 1854-1944)による平取の講義所、ネトルシップ(Charles Nettleship 生没年不詳)の函館の土人学校等が設立された。欧米式の教科、ローマ字、筆算等を教え、英語教育が行なわれた。当時の日本の教育関係者たちは「歐化主義」の教育として反対を表明しながらも、アイヌ人への献身的な事業として、また「旧土人学校」の先導をなすものとして高く評価している。

1891年、北海道教育会によって『北海道教育会雑誌』が刊行され、行政当局への提言、教師への教育方法や学校管理などの記事が掲載され、教師への啓蒙活動を行っていた。1916年まで続く。その中にいくつかのアイヌ教育関係の論

考・調査報告がある。特に、御子柴五百彦「土人教育方法について」（第3号、明治25年12月）は、当時の、文字を持たないアイヌ民族に対する日本語教育の実態を述べている。アイヌ教育の成果をあげるために「土人学校」の設置が必要であること、和人との共学がアイヌ児童に不利であり、和人によるいじめめからアイヌ人父兄の学校嫌悪も生じている、と指摘した上で次のように述べる。

授業上の困難、アイヌは知覚甚た鈍く神経敏ならず特に家庭教育の素更になきか為め和人と共に競争する能はざるを以て毎に不都合を覚るのみならず修身に至ては日常動作の大に異なるの損あり且つ算術及文章等の例題に於ても読本に於ても多くは一回も実物を見たることなく又談話にも聞きたることなきか故に之を想像すること能はざるを以て特別に教授を要するもの少なからざるべきなり。

日常生活の経験、風俗習慣や文化の相違がアイヌ児童の日本語習得の大きな困難と障碍であること、当局に対してアイヌ人のための小学校教科書の編纂が急務であると訴えているが、アイヌ人用の教科書は編纂されたことはない。また、阿部喜代治（日高国沙流郡二風谷小学校教員）は「当校ノ景況ヲ述ヘ旧土人ノ教育意見ニ及フ」（第11号、明治26年9月）で、入門期の日本語教育の問題点と教授法を具体的に述べている。

彼等往昔ヨリ文学上ニ就イテハートシテ経験ナク習慣ナク見聞ナシ加フルニ内ニ書籍ノ備ナク之ニ要スルニ器具器械ナキハ勿論一ノ探ルベキ例話ナシ加之ノミナラズ日常ノ器具ハ僅少ニテ名詞異ナレリ然ラバ則何ニヨリテカ推理判定ノ諸力ノ起ルベキ理ナク從テ学問上例証ノ據ルベキモノナシ是ノ彼等ノ学問上ニツキ注意力ノ浅キ記憶力ノ冗弱ナル原因ヲナスヤ明カナリ

ここには、日本語教育における直接法による授業が行なわれている様子、実物、模型、絵画等の教材充実の必要性、発音の矯正には唱歌を歌わせる方法などが有効であると実践的に説明している。他に岩谷英太郎「アイヌ教育について」（明治27）「旧土人教育談」（明治36）、山本岩太郎「旧土人調査事項」（明治32）、岩谷北陰「土人学校における教師の責任及其待遇」（明治33）、泉致広「旧土人に関する調査」（明治41）などの記事がある。特に泉は、当時の総人口4千万人中の1万7千人という少数民族であるアイヌ人への無理解、差別、蔑視に対して義憤に満ちた言を発し、また、彼の予想（保護法は今後数十年にして

其の必要を認めなくなる)が正しかったことはその後の歴史が証明している。

1922年(大正11)11月の『旧土人に関する調査』には、第3節「教育4 同化の程度」として次のように記載されている。

1. 言語 言語はアイヌ語及和語を共用し旧土人には主としてアイヌ語、和人との間に和語を用ふるを常とするも、其の用ふる和語は極めて卑近単純、只日常普通の事項を表示するものに過ぎずして、高等なる観念を表示する和語を解するが如きは、僅に教育ある旧土人に之を見るのみ。然れども全然和語を解せざるものは浦河胆振支庁管内に間々之を発見するのみにて他には認めず。
2. 文字 旧土人は元来文字を有せず。漢字及仮名を解するものの数は大正6年現在に於て40歳以上に196、40歳未満に4999名合計5195にして全数の約3割に当たれり。

以後、北海道庁は1936年(昭和11)『北海道旧土人概説』を発表しているが、言語・文字についての記述はなく、アイヌ人の言語生活が完全に日本語化してしまったからと言える。

3. 終わりに

以上、小川『近代アイヌ教育制度史』、西田「明治大正期の北海道・樺太における北方諸民族への日本語教育」に即して、アイヌ民族に対する日本語教育を大まかに述べてきた。述べたいことを簡潔に記すことが出来ず、未消化のままであるが、紙数によりここで終わりとする。今後、随時何らかの形で、少数者に対する日本語教育の歴史を学んでゆきたい。

※本文中、今日の人権擁護の観点からして不適切な表現がありますが、歴史的史料としての重要性に鑑み、当時のままの表記といたしました。